

春日部市上下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、春日部市上下水道事業におけるウォーターPPP導入可能性調査業務委託の受注者を選定するための手続等について、必要な事項を定めるものである。

2 目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、「PPP／PFI推進アクションプラン（令和5年度改訂版）」において国が示す「ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5））」の導入が、春日部市上下水道事業における様々な課題の解決に寄与するかを検討するために、本市上下水道事業の特性に応じた最適な事業範囲及び枠組み（スキーム）の立案、民間事業者の意向調査の実施、事業総額の比較、VFMの検証等を行うことを目的とする。

3 業務概要

（1）委託名

春日部市上下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務委託

（2）委託業務内容

別紙仕様書のとおり

（3）委託期間

契約の締結日から令和9年3月19日まで

（4）提案上限額

金52,339,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

4 事務局（担当課）

春日部市上下水道部工務課工務担当

〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1 第二庁舎1階

電話048-736-1111（内線7565）

電子メールアドレス komu-ws@city.kasukabe.lg.jp

5 参加資格

(1) 参加者の構成等

ア 参加者の構成

参加者の構成は、次のいずれかの形態とする。

(ア) 単体企業

(イ) 複数の企業により構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）

イ 参加者は、本要領記載の参加資格要件を全て満たし、かつ、以下に示す単体企業又は共同企業体であること。

(ア) 単体企業であれば参加者自らが、共同企業体であれば共同企業体を構成する内の1者以上が、令和7・8年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、「その他の業務」のうち、「集計・調査、企画研究、計画策定業務」の業種に登載されている者であること。

(イ) 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

(ウ) 共同企業体の場合、代表者1者を定め、その出資比率は最大であること。

(エ) 共同企業体の場合、構成員の最低出資比率は10%以上であること。

(オ) 共同企業体の場合、参加手続きは、代表者が行うこと。

(カ) 共同企業体の構成員の変更は認めない。

(キ) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員としての参加や、単体企業としての参加は認めない。

(2) 参加者の資格要件等

ア 企業に関する事項

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 春日部市契約規則（平成17年10月1日規則第126号）第15条の規定により入札の参加資格の排除を受けていない者であること。

(ウ) 公告日以後に春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（令和3年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

く。

- (カ) 公告日以後に春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加等の措置を受けていない者であること。
- (キ) 参加者自らまたは共同企業体の構成員の内、少なくとも1者が、公告の日から起算して過去10年以内に、国又は地方公共団体等が発注する上下水道事業若しくは水道事業又は下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務及び経営戦略策定業務(企業会計版)（以下、「同種業務」という。）を元請として契約した実績を有する者であること。

イ 配置技術者に関する事項

- (ア) 次の資格を有する管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置できる者であること。また、管理技術者、照査技術者のどちらか一方は、官民連携事業に関する導入可能性調査業務の実績を有している者を配置すること。
なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は兼務することができない。

① 管理技術者

技術士（総合技術監理部門－上下水道）、又は技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道又は下水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

② 照査技術者

技術士（総合技術監理部門－上下水道）、又は技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道又は下水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

③ 担当技術者

上水道、下水道各1名

（3）審査基準日

参加資格要件の審査基準日は、参加表明書提出期限の令和8年1月30日（金）とする。

6 スケジュール

| 項目 | 日程 |
|------------------|--------------------------------------|
| 公募型プロポーザルの公告 | 令和8年1月22日（木） |
| 参加表明書の受付期間 | 令和8年1月22日（木）から 令和8年1月30日（金）午後5時まで |
| 参加資格確認結果の通知 | 令和8年2月5日（木） |
| 質問書の受付期間 | 令和8年2月6日（金）から 令和8年2月13日（金）午後5時まで |
| 質問書の回答期限 | 令和8年2月27日（金） |
| 企画提案書の受付期間 | 令和8年3月2日（月）から 令和8年3月13日（金）午後5時まで |
| 選定委員会実施の通知 | 令和8年3月16日（月） |
| 選定委員会（プレゼンテーション） | 令和8年3月24日（火） |
| 受注候補者の決定・結果通知 | 選定委員会終了後 |
| 契約締結 | 令和8年4月中旬頃 |

7 参加表明書等の提出

（1）提出書類及び提出部数

単体企業及び共同企業体は、以下の書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、1部提出すること。書類符号は参加者が任意で定めたものとする。

ア 参加表明書（様式1）

イ 企業概要（様式2の1）

商号又は名称（法人にあっては名称及び代表者職名）、住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）、会社設立年月日、事業概要が記載されているもの。なお、事業概要は企業パンフレット等に変えることができる。

また、共同企業体の場合は、構成員全てについても提出のこと。

ウ 5（2）ア（イ）に基づく契約実績（業務実績調書 様式2の2）

エ 技術者の配置体制等（様式3の1～様式3の5）

オ 共同企業体構成表（様式4）

共同企業体の場合は構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（業務役割その他役割）を明確にするとともに、構成員の間で交わされた契約書又は覚書を

添付すること。

(2) 提出期間

令和8年1月22日（木）から令和8年1月30日（金）午後5時まで
(ただし、持参による提出は土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送とし、持参の場合は、事前に電話にてその旨を伝えること。

イ 提出先

事務局とする。

ウ 郵送の注意点

- (ア) 郵送は提出期間中に到着したものに限り受け付ける。
- (イ) 送付した旨の連絡を事務局担当まで電話にて伝えること。
- (ウ) 書留郵便又は配達証明付きに限る。
- (エ) 発注者は郵便事故等いかなるトラブルでも一切の責任を負わない。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和8年2月5日（木）電子メールにて発注者から通知する。

8 質問書の提出

(1) 質問の方法

ア 質問書（様式5）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

イ 電子メールの件名には【】内に参加者名称を記載し「【参加者名称】ウォーターペンタノ導入可能性調査業務委託に関する質問」と明記すること。

ウ 送信後、事務局へ電話により受信の確認を行うこと。

エ 電話及び口頭等による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月13日（金）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は令和8年2月27日（金）までに春日部市公式ホームページにて回答する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

参加資格確認の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた者は、以下の書類を提出すること。提出する書類については、書類符号を記した表紙とインデックスを付け、7部（原本1部、副本6部（副本はコピー可））提出すること。書類符号は提出する者が任意で定めたものとする。

なお、提案書は各者1案とする。

- ア 企画提案書提出届（様式7）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 受注予定見積書（任意様式）
- エ 受注予定内訳書（様式8）

(2) 提出期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月13日（金）午後5時まで

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送とし、持参の場合は、事前に電話にてその旨を伝えること。

イ 提出先

事務局とする。

ウ 郵送の注意点

- (ア) 郵送は提出期間中に到着したものに限り受け付ける。
- (イ) 送付した旨の連絡を事務局担当まで電話にて伝えること。
- (ウ) 書留郵便又は配達証明付きに限る。
- (エ) 発注者は郵便事故等いかなるトラブルでも一切の責任を負わない。

(4) 選定委員会実施の通知

令和8年3月16日（月）電子メールにて発注者から通知する。

(5) 辞退

参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、令和8年3月13日（金）午後5時までにプロポーザル辞退届（様式6）を事務局に提出すること。

10 企画提案書の作成要領及び内容

(1) 企画提案書作成要領その他留意点

- ア 企画提案書は任意様式とする。
- イ 表紙を除き A4 判縦で 8 ページ以内とする。
- ウ 業務の実施方針、実施体制、同種業務の受注実績、業務スケジュールをそれぞれ 1 ページ以内、企画提案を 4 ページ以内で記載すること。
- エ 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、余白を 20mm、原則として使用する文字の大きさは 12 ポイント以上とすること。
- オ 記載内容については、文書または図表等で簡潔、明瞭に表現すること。
- カ 原本を除く各書類（企画提案書提出届を除く。）には、会社名、所在、氏名、ロゴマーク等、参加者を特定できる表示は一切付してはならない。
- キ 副本 6 部については、会社名が推測できる文言は伏せること。（資料から削除又は黒塗りすること。）
- ク 企画提案書に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- ケ ページ番号は、各ページの下部に印字のこと。

(2) 企画提案書の内容

次頁の留意事項を踏まえ、導入可能性調査について本市上下水道事業にとって最適な考え方や進め方など、具体的かつ現実的な計画を提案し記載すること。

| 項目 | 留 意 事 項 | |
|----------------|----------------|---|
| 業務 実施 計画 | 実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の背景、目的に関する理解、課題認識 ・業務を進める上での方針と考え方 |
| | 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するための人員・体制 ・具体的な作業分担等 ・配置技術者の有する実績 |
| | 受注実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・同種業務の受注実績 |
| | 業務スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> ・業務目的達成のためのスケジュール（下記事項は必須） ※（仮称）ウォーターPPP事業者選定審査会への意見聴取 (最終開催は令和9年1月末までとする) ・スケジュールの効率性・具体性 |
| 企画 提案 | 官民連携 スキーム検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の現状、将来の事業運営を踏まえた課題整理 ・事業スキームの検討、4要件の検討 ・法的制約、官民リスク分担、モニタリングの検討 |
| | 財政効果の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・VFM、業務対価などの検討、算出 ・導入効果（モノ、カネ、ヒトの視点） |
| | 民間企業の意向 調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等への参画意向調査の時期、回数等 ・民間事業者等へ開示する情報 ・参画意向調査と調査結果整理 |
| | 独自提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務目的達成に向けた独自提案 |

1.1 受注候補者の選定方法等

（1）日時及び場所

令和8年3月24日（火）10時00分から（予定）

春日部市役所にて

（2）選定委員会の設置

- ア 委員会の委員は、上下水道部長を委員長とし、経営総務課長、施設管理課長、工務課長の4名で構成する。
- イ 委員会は委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- ウ 委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(3) 選定方法

選定委員会を開催し、評価する。

なお、提案者が 1 者の場合であっても当該審査は実施し、審査基準における最低基準点（評価配点の上限点（満点）に委員数を乗じた評価配点合計の 60%）以上の評価点を得た場合は、その提案者を受注候補者として選定する。

- ア 説明者は 4 名以内で提案者の直接雇用する社員とし、管理技術者と照査技術者は必ず出席すること。また、管理技術者と照査技術者のいずれかがプレゼンテーションの説明及び質疑応答をすること。（共同企業体の場合は 6 名以内）
- イ プrezentationは提出した企画提案書に基づき、40 分以内とする。なお、入室・準備 5 分、説明・提案 20 分、質疑・応答 15 分とする。
- ウ プrezentationは提出した提案書を用いることとするが、春日市の用意するプロジェクター（接続：HDMI ケーブル）を使用することができる。その際は、ノートパソコンを持参すること。※事前に申し出ること。
- エ プrezentation及びヒアリングは非公開にて実施する。

(4) 審査項目と配点

選定委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、下表の項目について総合的に審査し、評価する。

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|----------------|-----------------|--|----|
| 業務 実施 計画 | 実施方針 | ・業務の目的や内容をよく理解し、目的達成に必要な事項が示されているか | 5 |
| | 実施体制 | ・業務を的確に実施するための人員配置や役割分担がなされた体制であるか ・管理技術者は業務遂行能力を有しているか ・照査技術者は業務遂行能力を有しているか | 10 |
| | 受注実績 | ・同種業務の受注実績があるか | |
| | 業務 スケジュール | ・業務期間内の工程が目的達成に対して的確か ・業務目的達成が見込めるスケジュールか | 5 |
| 企画 提案 | 官民連携 スキームの検討 | ・現状、将来の事業運営を踏まえた課題の整理方法が適正か ・事業スキームなどの検討手法が提案されているか | 20 |
| | 財政効果の検討 | ・VFM、業務対価など、導入効果の算出に検討方法が提案されているか | 20 |
| | 民間企業の意向 調査 | ・調査内容や方針が提案されており、調査方法や対象とする民間事業者が的確な内容であるか ・本市にとって有効な手法となっているか | 15 |
| 独自提案 | | ・業務目的達成に効果的な提案内容であるか | 10 |
| 提案 説明 | プレゼンテーション | ・企画提案書の内容が分かりやすく説明され、説得力があるか ・管理技術者又は照査技術者は業務遂行能力を有しているか | 10 |
| | 質疑応答 | ・質問への対応等に関して的確かつ意欲的か | |
| 受注予定見積書 | | ・提案に対しコストが適正であるか ※最低見積価格/当該提案者の見積価格×5点 なお、小数点第2位以下の端数は切り捨てる | 5 |

(5) 受注候補者の選定

選定委員会の終了後、各委員が企画提案書等の採点を実施し、評価点の合計が最も高い提案者を受注候補者とし、2番目の提案者を次点者として選定する。

1 2 審査の結果通知

審査結果は、本プレゼンテーション参加者に個別で電子メールにて通知する。また、審査結果の通知後、春日部市公式ホームページにおいて結果を公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

1 3 契約の締結

(1) 契約の締結

発注者と受注候補者は契約書（案）の内容に関する協議を行い、当該協議の内容に基づき、令和8年4月中旬頃を目途に契約を締結する。

(2) 発注者が契約を締結しない場合の要件

受注候補者が次のいずれかに該当する場合は、発注者は契約を締結しないものとする。この場合において、発注者は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ア 信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められる場合

イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じた場合

(3) 次点者との協議

発注者は、受注候補者との契約内容に関する協議が不調となった場合又は契約締結が不可能と判断した場合、次点者と契約内容に関する協議を開始することができるものとし、当該協議の内容に基づき、次点者と契約を締結できるものとする。

(4) 契約金額

受注候補者と発注者との間で、業務内容等について再度調整を行い協議が調った場合、業務契約を締結する。

1 4 欠格事項

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プrezentation及びヒアリングに出席しなかったとき（事前に連絡なく、開始時刻に会場に到着しなかったときを含む）。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

- (2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。
- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
 - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 虚偽の記載があるとき。
 - エ 受注予定見積書に記載する提案価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額が提案上限金額を超過したとき。

1.5 留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、受注候補者特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 参加表明書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。
やむを得ない理由により変更する必要が生じた場合には、発注者と協議の上、変更の可否を決定するものとする。
- (7) 提出書類について、春日部市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受注候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、予め文書により申し出ること。